【第一問】－50 点－

問１（30 点）

個人事業等を営む個人が、事業等の遂行上生じた売掛金その他の債権について貸倒れ等の事由により回収できなくなる事態に遭遇することも少なくない。

その回収不能額については、売掛金その他の債権を生じた所得の区分等によって所得税法上の取扱いが異なるため、その取扱いについて正確に理解し、適切な課税標準及び税額等を計算することは、税理士にとって必要不可欠である。

本問は、事業所得を生ずべき事業又は雑所得を生ずべき業務の遂行上生じた売掛金が回収できなくなった場合の制度の理解について問うものであり、その主なポイントは次のとおりである。

⑴　居住者の営む事業所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金が回収不能となった場合には、その者のその回収不能が生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、当該回収不能となった額を必要経費に算入する。

⑵　居住者が事業所得を生ずべき事業を廃止した後に、売掛金の回収不能が生じた場合には、その金額は、一定の範囲で、その者のその廃止した日の属する年分（廃止年に事業所得に係る総収入金額がなかった場合には、当該総収入金額があった最近の年分）又はその前年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

⑶　居住者の営む雑所得を生ずべき業務について、その業務の遂行上生じた売掛金が回収不能となった場合には、その回収不能額に対応する部分の金額は、一定の範囲で、雑所得の金額の計算上、なかったものとみなされる。

⑷　売掛金の回収不能が申告又は決定があった後に生じた場合には、上記の必要経費算入額等の是正は、その回収不能が生じた日の翌日から２月以内に税務署長に対し更正の請求書を提出することにより適用することができる。

問２（20 点）

実務においては、新たに顧問契約を結んだ納税者の確定申告書を作成する際などに、前年分の確定申告内容の誤りに気付くことも少なくない。そのような場合に、税務に関する専門家として、納税者が行うことができる手続について的確に助言することは、申告納税制度の理念に沿って納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る上で非常に重要である。

本問は、修正申告及び過少申告加算税の取扱い並びに更正の請求の取扱いについて、基本的かつ重要な事項を問う問題であり、その主なポイントは以下のとおりである。

⑴　確定申告書を提出した者は、納付すべき税額に不足額があるときは、その申告について更正があるまでは、その申告に係る課税標準等又は税額等を修正する修正申告書を税務署長に提出することができる。

⑵　期限内申告書を提出している者が修正申告書を提出し、納付すべき税額がある場合には、納

付すべき税額に所定の率を乗じて計算される過少申告加算税が課される。

⑶　修正申告書の提出が、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでない場合、過少申告加算税の税率は軽減される。

⑷　修正申告書の提出が、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでなく、調査通知がある前に行われた場合には、過少申告加算税は課されない。

⑸　確定申告書を提出した者は、納付すべき税額が過大であるときは、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

【第二問】－50 点－

1　本問の基本方針

⑴　今回の計算問題は、事業所得を中心としながらも、各種所得の基本的な論点を基礎として、満遍なく取り上げることを意識して作問した。所得税法上の重要な規定である源泉徴収制度に係る収入金額（源泉徴収前）の計算と源泉徴収税額の計算を行い、最終的に納税ではなく還付される税額を計算する設問とした。

⑵　源泉徴収制度は、給与及び報酬などの支払者が支払金額から所得税を徴収して、国に納税する制度である。源泉所得税の納税義務者は給与及び報酬等の支払者であり、それらの収入を受け取る者でないことが特徴である。

給与所得及び退職所得は、源泉徴収税額表等により支払金額等から源泉徴収税額を計算する。一方、報酬等に関しては、原則として各月の支払金額のうち 100 万円までは支払金額の 10.21％（復興特別所得税を含む）、100 万円を超える部分に関しては支払金額の 20.42％（復興特別所得税を含む）が源泉徴収税額とされている。

本問の弁護士のように事業者から受け取る収入が源泉徴収の対象となり、入金額が源泉所得税の控除後の金額となる事業者は、源泉徴収義務者が源泉所得税を先に国に納付しているため、確定申告における所得税の計算の結果、還付申告になる者が多く存在する。

⑶　実務において、その年の源泉徴収税額の集計は、納付税額と直結するものであるため、慎重かつ正確に計算することが求められる。弁護士、税理士、弁理士、小説家などの源泉徴収の対象となる報酬を受け取る事業者は、支払先が発行する支払調書、事業者が発行している請求書などを実際の入金額と照らし合わせたうえで、正確な源泉所得税額と源泉徴収前の収入金額を計上することが必要である。

源泉徴収制度に伴う収入金額と源泉徴収税額について、以下の項目で理解を問うこととした。

①　資料Ⅰから給与所得と退職所得の源泉徴収税額の集計

②　資料Ⅱから報酬に係る源泉徴収税額と事業所得における源泉徴収前の正確な収入金額の計算、給与所得に該当する社外取締役の報酬を給与所得に集計

③　資料Ⅱから雑所得に該当する講師料と原稿料に係る源泉徴収税額と正確な収入金額の計算

④　資料Ⅲより上場株式等以外の配当に係る源泉徴収税額の集計

2　個別項目の出題ポイント

上記１の基本方針に示した項目の他に、次の個別項目について判断を問うこととした。

⑴　資産を購入又は売却する際に精算される固定資産税、自動車税等については、売却時は収入金額の一部を構成し、購入時は取得価額に算入することになる。

・売却した自宅の未経過固定資産税の受取額は譲渡収入に計上すること

・購入した車両運搬具の未経過自動車税相当額の支払額は、取得価額を構成し、減価償却の対象になること

⑵　金地金の譲渡所得を総合長期譲渡所得として計算すること

⑶　保険金の解約差益とふるさと納税の返礼品時価相当額を一時所得として計算すること

⑷　定率法の届出を行うことにより、器具備品と車両運搬具は定率法により計算するが、建物附属設備に該当する間仕切りは定額法により償却すること

⑸　中古車両を取得した場合の簡便法による耐用年数の計算と事業供用割合による減価償却費の計算

⑹　事業所得の必要経費から家事費若しくは所得控除等の対象となる支出を除外すること

⑺　ドル建ての定期預金をＭＭＦなど別の金融商品へ転換した場合には、雑所得として為替差損益の計上が必要であること

⑻　上場株式等有価証券の譲渡所得の繰越損失の控除、特定口座と一般口座の譲渡損益の内部通算、控除しきれない損失を上場株式等の配当所得等と損益通算すること

⑼　分離課税の譲渡所得において、共有である建物と単独所有である土地の取得費の計算と共有者との譲渡費用の按分計算について

⑽　自宅の土地を譲渡した場合における 3,000 万円特別控除の適用について

⑾　成年被後見人が特別障害者に該当すること

⑿　医療費控除と寄附金控除の対象となる金額の集計

3　所得税法の学習ポイント

所得税法は、日本で経済活動を行い又は生活する個人にとって、常に関わりのある基本的な税法である。したがって、税理士として実務を行う上で所得税法の知識は必須であり、個人の通常の生活につながる税法であるため、納税者個人に親身に寄り添い、納税者の信頼に応えるためには、欠くことのできないものである。

所得税法の学習という観点からは、所得税法の規定が適用される個人の事業及び生活の場面をイメージしながら、各種所得の金額の計算、所得控除及び税額控除等の基本的な取扱いを正確に理解することが大切になる。

税理士が限られた時間内で正確に所得税の税額計算を行うためには、納税者から必要な資料を効率よく収集する必要がある。納税者に必要資料を余裕をもって事前に案内し、収集した

資料を確認して、不足資料があれば速やかに請求する。そして、必要に応じて納税者へ資料の内容を確認し、限られた確定申告期間内の時間で正確に所得税の確定申告書を作成することになる。

まずは、所得税法の基本的な考え方、取扱い、論点を理解することが必要であろう。

国税庁 HP に掲載されている内容は、国税庁が納税者へ周知したい事項であり、平易な言葉で説明されているページも多い。また、具体的な質疑応答事例なども掲載されているので、税理士試験の受験生にとって、受験科目に関する項目で興味がある内容などを検索し、落ち着いて確認することは、試験勉強の一助になり、さらに、将来の実務において役立つことになると考える。